

令和5年度

第3回逗子市下水道事業運営審議会

議事録

令和5年10月17日（火）開催

令和5年度 第3回逗子市下水道事業運営審議会
会議録

日時：令和5年10月17日（火）

午前10時～12時

場所：市役所5階第4会議室

出席者

委員

鎌田素之	会長	小日向孝夫	職務代理
佐藤和枝	委員	梅川一良	委員
吉田大五郎	委員	高樋さち子	委員
太田康	委員		

事務局

須田環境都市部担当部長	船田下水道課長	青木担当課長
小上馬副主幹	森係長	田中主事

欠席者

なし

傍聴者

0名

配付資料

審議会次第

委員名簿

資料1：審議会に関する条例等

資料2：下水道事業の概要と現状

資料3：逗子市の下水道使用料

資料4：下水道事業会計の課題

「下水道の冒険」「逗子市の下水道」「逗子市公共下水道事業経営戦略」

司会（船田課長）

それでは、若干定刻前でございますが、ただいまより令和5年度第3回逗子市下水道事業運営審議会を開催いたします。

本日は委員改選後初めての審議会となりますので、委員の委嘱を行います。後ほど会長の選任をいたしますが、それまでの間は私、環境都市部下水道課長、船田が進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私がお名前をお呼びしますので、お手数ですが、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

小日向孝夫様。佐藤和枝様。梅川一良様。吉田大五郎様。高樋さち子様。太田康様。鎌田素之様。

以上7名の方が逗子市下水道事業運営審議会委員として決定いたしました。皆様におかれましては、2年間よろしくお願いいたします。

それでは、市長より一言御挨拶をさせていただきます。市長、よろしくお願いいたします。

桐ヶ谷市長

どうも、皆さんおはようございます。ただいま委嘱状をお渡しさせていただきました。2名の新たに委員になられた方、そしてまた5名の方はこれまでお力をいただきまして、また留任ということで、お願いをいたします。

この下水道事業も大変重要な時期に差しかかってまいりました。これまで一般会計からの繰入れがかなり多くございました。17年間、下水道使用料の値上げをせずに、かなり財政的な負担も増してきたところでありまして、昨年の一部改正をさせていただいて、月数の関係で満額増額増収になるとは考えておりませんでしたけれども、なおかつそれ以上に電力の値上げ等がございまして、予定どおりの収支には届きませんでした。しかしながら、議会の承認も、御理解もいただいております。これまで市民の皆様にはあまり大きな負担をお願いすることはありませんでした。経費回収率が70%台にとどまっております。県下、下から2番目に安価な料金体系になっておりました。これを適正に運用していくべく、時間をかけながら御理解をいただいて、適正な範囲を模索していきたいと考えております。

併せて、今また下水処理場の施設の更新という大きな課題もございます。今、葉山町と共同で、広域化の検討会を行っております。2か年目となります。間もなく葉山町の下水道施設を活用するという案についての最終結論が出るところでありますけれども、それに限らず、幅広く、逗子市にとって将来どういうことが一番市民にとって安心・安全な下水道事業になるかということは、しっかりと考えていきたいと考えているところです。課題は数多くございまして、生活インフラの本当に大事な部分ですので、これを適正に運営、管理していくことがやはり財政の安定化にも大変寄与する、関係するところでありますので、慎重な御意見を頂戴しながら今後も執り進めてまいりたいと考えております。皆様に大変御苦勞をおかけすることと思っておりますけれども、様々な視点でアドバイスいただきますように、よろしく

お願いを申し上げます。ひとつ2か年、よろしく願いいたします。

司会（船田課長）

ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、市長はこの後、公務の予定がございますので、退席させていただきます。

桐ヶ谷市長

よろしく願いいたします。

（桐ヶ谷市長 退席）

司会（船田課長）

それでは、会議を進めさせていただきます。

傍聴者の確認をいたします。ただいま傍聴希望者はありませんが、希望者が現れましたら、その時点で随時入室を許可いたします。

なお、本日の審議会につきましては、会議を録音させていただきますとともに、全て情報公開の対象となることをあらかじめ御承知おきください。

それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただいた資料は、審議会次第、委員名簿、資料1 審議会に関する条例等、資料2 下水道事業の概要と現状、資料3 逗子市の下水道使用料、資料4 下水道事業会計の課題でございます。また、本日参考として机上配付させていただいた資料は、「下水道の冒険」「逗子市の下水道」「逗子市公共下水道事業経営戦略」でございます。

資料の配付漏れはないでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、本日の会議ですが、出席委員7名でございますので、逗子市下水道事業運営審議会条例第5条の規定により、会議の成立を御報告いたします。

それでは、審議に入る前に、新任の方、再任の方、それぞれいらっしゃいますので、簡単で結構ですので、自己紹介をしていただければと思います。それでは、小日向委員、お願いいたします。

小日向委員

私は桜山1丁目に住んでおりまして、私の父親が東京都の下水道局に勤めておりましたので、やっぱり下水道は大切だと思っておりますので、委員に立候補させていただいたということでございます。よろしくお願いいたします。

司会（船田課長）

よろしくお願いいたします。次に、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

池子3丁目に住んでおります佐藤和枝と申します。主婦をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会（船田課長）

よろしくお願いいたします。次に、梅川委員、お願いいたします。

梅川委員

山の根3丁目の梅川です。前回に引き続いて2回目になります。チャットGPTで下水道行政のポイントというのをちょっと聞いてみると、市民参画というのがポイントとして挙げられるようです。やはりそこは透明性と信頼性の確保とか、あとは市民に対する教育とか、そういったポイントがあつて、市民参画の重要性というのがうたわれているのかなと思いますので、そういった観点も含めてですね、自分としてできることを2年間やろうと思っています。よろしくお願いします。

司会（船田課長）

よろしくお願いします。次に、吉田委員、お願いいたします。

吉田委員

久木4丁目に住まいしております吉田と申します。下水道については全くのド素人で、今まであまり考えたこともありません。実を言うと、下水道に興味を持ったというのは、前回の値上げをするときの説明会を聞きに行つて、そこでいろいろお話を聞いて、あれと思いながら、意見書なんぞも出したんですが、その当時、意見書を出した人は私を含めて2名しかいなかった。とんでもない話なので、これで何が市民参加だと、当時食ってかかったことを覚えております。ただ、それまで全く意に介してなくて、そのときに一時的に興味を持ちましたけれども、その後また忘れてしまって、しばらく防災のほうのことをやっていたんですけども、防災もちっとも進まないのので、実を言うと辞めちゃったんですね。こんなんじゃないしょうがないと、自ら辞めました。ぶらぶらしていましたら、家内がたまたま下水道の審議委員を募集しているよというのを「広報ずし」で見つけまして、じゃあ紙もらってこようということで、紙をもらってきたら当選してしまったという、何ともお粗末なお話でございますが、初めてですので、何も分かりません。これからよろしくお願いします。

司会（船田課長）

よろしくお願いします。次に、高樋委員、お願いいたします。

高樋委員

2期目の高樋です。大学で教えております。専門は都市政策と環境計画をやっております。各地区の都市マス、総合計画を立案してまいりましたので、今までやっていた知識がこの下水道のところに少し貢献できればと思って、2期目、お引き受けをしました。よろしくお願いします。

司会（船田課長）

よろしくお願いします。次に、太田委員、お願いいたします。

太田委員

鎌倉水道営業所長の太田と申します。逗子市の上水道は、市ではなくて県で運営をしております。下水道と同じく、公営企業として独立採算でやっておりますので、そういう関係もありまして、委員を承っております。よろしくお願いします。

司会（船田課長）

よろしくお祈いします。最後に、鎌田委員、お祈いいたします。

鎌田委員

関東学院大学の鎌田です。よろしくお祈いいたします。私は逗子市民ではなくて、横浜の市民ですけれども、上下水道の専門で仕事をさせていただいてお祈いますので、この2年間委員をさせていただいてお祈います。どうぞよろしくお祈いいたします。

司会（船田課長）

ありがとうございます。それでは、続きまして本日の出席職員のお祈いをさせていただきます。

須田担当部長

環境都市部の下水道と都市整備の担当部長をしています須田と申します。どうぞよろしくお祈いいたします。

船田課長

下水道課長の船田と申します。今年度この4月に課長を拝命しまして、務めてお祈います。どうぞよろしくお祈いいたします。

青木担当課長

施設担当課長の青木と申します。よろしくお祈いいたします。

小上馬副主幹

下水道課副主幹、下水道係の係長をしています小上馬と申します。よろしくお祈いします。

森係長

下水道課施設係の係長をさせていただいています森と申します。よろしくお祈いいたします。

田中主事

下水道課下水道係、田中と申します。よろしくお祈いいたします。

司会（船田課長）

それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題1、会長及び職務代理者の選出についてでございますが、会長は審議会条例第4条の規定により、委員の互選による選出となっておりますが、皆様いかがでしょうか。

小日向委員

会長はやはり知識と経験が必要だと思われますので、鎌田先生のほうにお祈いできればと思います。よろしくお祈いします。

司会（船田課長）

ただいま小日向委員より、鎌田委員を推薦する御提案がありました。皆様いかがでしょうか。

(全員異議なし)

ありがとうございました。異議がないようですので、審議会の会長は鎌田委員が選出されました。

それでは、お手数ですが、会長は会長席のほうへ移動をお願いいたします。

(鎌田審議会長席に着席)

それでは、会長となりました鎌田委員から御挨拶をお願いいたします。

鎌田会長

改めまして、鎌田です。よろしくをお願いいたします。会長を預かりました。逗子市の下水道は今、太田委員からお話がありましたけれども、県営水道は25%の値上げという報道がありました。逗子市の下水道に関しては、県ではなくて逗子市で方針を決められるということです。この審議会でいろいろ御審議をいただいて、社会インフラ等々これからいろいろ更新をしないといけない、大変な時期になってきて、値上げというのはある程度、検討はしていかないといけないかなと思いますが、市民の皆さんがしっかり議論をいただいて、納得をいただいた上で運営していくということが非常に大事だと思いますので、ぜひ活発な御議論をいただいて、審議会の運営に御協力をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会 (船田課長)

引き続き、職務代理者の指名についてでございます。審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を定めることとなっておりますので、会長に指名していただきます。

鎌田会長

委員歴も長い小日向委員にお願いをできればと思いますが、よろしくをお願いいたします。

司会 (船田課長)

ありがとうございました。それでは、小日向委員は職務代理者席への移動をお願いいたします。

(小日向委員 職務代理者席に着席)

これで議題1の会長及び職務代理者が決まりましたので、ここからの会議の進行につきましては、審議会条例第5条第2項の規定により、会長をお願いいたします。

鎌田会長

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。今日、2から4まで議題をお示しいただいております。まず1つ目になりますが、議題2の逗子市下水道事業の概要と現状について、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

田中主事

それでは、議題2、逗子市下水道事業の概要と現状について御説明いたします。

まずは、逗子市下水道事業運営審議会について説明させていただきます。お手元の資料1、

審議会に関する条例等を御覧ください。審議会条例第1条に設置の趣旨が定められており、本市の下水道事業の促進を図るため、逗子市下水道事業運営審議会を設置するものと規定しております。

次に、審議会がつかさどる事務ですが、条例第2条に、(1)下水道事業受益者負担金に関する事、(2)下水道使用料に関する事、(3)その他下水道の運営について市長が必要と認めた事項の3事項について、市長の諮問に応じ調査、審議すると規定しております。

次に、審議会の組織、任期ですが、条例第3条に、審議会は委員8人以内をもって組織し、使用者である市民、知識経験を有する者、関係機関の職員のうちから市長が委嘱すること、任期は2年であることが規定されています。

次に報酬についてですが、資料1の2枚目の逗子市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例を御覧ください。皆様、下水道事業運営審議会委員は、本市の非常勤特別職であり、この条例で報酬額について規定されております。以上、審議会について説明させていただきました。

申し訳ございません。本来こちらのモニターには今お手元にお配りしている資料をカラー版で表示させていただく予定だったんですけども、調子が悪いようなので、このまま続けさせていただきます。

続いて、資料2の下水道事業の概要と現状という青いスライドの資料を御覧ください。まずは、下水道事業の概要について御説明いたします。まず、下水道の役割って何があるのという3番のスライドですが、まず、下水道には一般的に大きく3つの役割があります。雨水を排除し、浸水からまちを守ること。汚水をまちに流さず排除することで、まちを清潔にすること。汚水をきれいにしてから海や川に流すことで、身近な環境を守ることです。

それでは、スライド4番から引き続き説明させていただきます。下水道がない地域ではどのようなのでしょうか。下水道がない家庭内の汚水は、主に汲み取り便所、単独処理浄化槽で処理されます。汲み取り便所、単独処理浄化槽では、トイレの水のみ処理し、台所やお風呂で使った水はそのまま川等に流されてしまい、環境への影響等が懸念されます。一方で、合併処理浄化槽では、家庭内で発生する汚水を処理してから川等に流します。下水道に接続したり、合併処理浄化槽を使用することにより、汚水がそのまま海や川へ流れ出ることを防ぐことができます。

ところで、下水道事業の下水とは、こういったものを指すのでしょうか。まず、雨水は下水管に流れ込んだ雨の水のことを言います。汚水とは、家庭やビル等から流される雨水以外の汚れた水のことを言います。この雨水と汚水を合わせて下水といい、逗子市の下水道事業は市内の雨水を排除し、汚水をきれいにして海に流す役割を担っています。

汚水を集めた後、下水処理場できれいになります。ごみを取り除き、微生物の力等を借りながらきれいにした後、海や川へ放流します。逗子市の下水処理場は、浄水管理センターと呼んでいます。

スライド7番を御覧ください。それでは、ここから本市の下水道事業について御説明いたします。本市は昭和36年の集中豪雨による被害を受け、昭和38年度から都市下水道事業に着手し、雨水整備を開始しました。その後、生活環境の改善を目的に、昭和41年度から公共下水道事業に着手し、昭和47年度から公共下水道の供用を開始しました。今年度で下水道の供用開始から51年がたちます。

スライド8番を御覧ください。下水道の整備を進め、平成14年度末には県内でいち早く処理人口普及率100%を達成しました。これにより市内の市街化区域のどこに住んでも下水道につながることができるようになりました。水洗化率は、令和4年度末時点で98.9%です。これは、汲み取りや浄化槽を使用している世帯があるためですが、汲み取り及び浄化槽の軒数については、対象者への接続の働きかけ等により年々減少しています。

先ほども御説明したとおり、下水道には家庭や事業所から排出される汚水を微生物の働きによりきれいにして自然に返すという役割があります。河川の水質保全には下水道の普及が重要になるため、引き続き水洗化の普及に取り組んでまいります。

スライド10番を御覧ください。処理区域内人口について、ピークである平成21年度には6万782人でした。世帯数は緩やかに増加傾向にあるものの、人口は減少傾向にあることがわかります。

スライド11番を御覧ください。下水道事業が保有する施設や設備について簡単に説明いたします。市内に張りめぐらされた下水道管の総距離は、令和4年度末時点で255kmです。これは逗子駅から名古屋駅までのおおよその距離と同じです。

合流改善事業といって、雨水と汚水を合わせて1本の下水道管で流している地域に対して、雨水管と汚水管に分ける工事を現在も行っていますので、総距離はわずかではありますが、延びています。

スライド12番を御覧ください。自然流下により下水管で集められた汚水は、ポンプ場を経由して浄水管理センターに集められます。中継ポンプ場は市内に2か所、浄水管理センターは1か所あります。その他にもマンホールポンプ場や雨水吐き室等の施設もあります。

スライド13番を御覧ください。浄水管理センターで1年間で処理する水量は、令和4年度末時点で929万8,140m³です。東京ドームで言うと、約7.5杯分にもなります。

浄水管理センターに集められた汚水は、約12時間かけてきれいな水に処理され、海へ流しています。余談となりますが、逗子海岸とリビエラ逗子マリーナでは、令和4年度から2年連続でブルーフラッグという国際環境認証制度を取得しています。ブルーフラッグの取得には、水質も達成条件にあることから、浄水管理センターで放流している水がきれいであることがわかります。

ここまで逗子市の下水道事業の概要について御説明いたしました。なお、この資料は「逗子市の下水道」を参考としており、そちらには詳細な沿革や過去の数値等も掲載しておりますので、誠にお手数ですが、お時間のあるときに御一読いただけますと幸いです。

続いて、現在の本市の下水道事業がどのようなことに取り組んでいるのかについて御説明いたします。スライド16番を御覧ください。本市の下水道事業は、供用開始から51年が経過しました。人口普及率が100%になっていることもあり、本市では下水道施設の整備よりも維持管理がメインの業務となっています。機械や設備を取り替えることを「更新」と言いますが、改築や更新費用が増大傾向にあります。浄水管理センターについては、令和3年度末に同じ場所での建て替えを想定した再整備基本構想を策定し、令和4年度、令和5年度にかけて葉山町と汚水処理を共同化できないかの可能性を検討する等、下水道を安全・安心して使い続けられるよう取り組んでいます。

スライド17番を御覧ください。汚水管や雨水管をまとめて「管渠」と言います。一般的にこの管渠の耐用年数は50年ですが、令和5年度末に耐用年数50年を超える管渠は24.71%になると想定しています。また、10年後の令和15年度末には56.43%になることが想定されており、これは供用開始時に管渠の整備を素早く進めたため、それに応じて耐用年数を超える管渠が増えるためです。耐用年数を超えたからといって、すぐにその管渠が壊れてしまうというわけではありませんが、今後の課題の一つとなります。

それでは、傷んだ施設に対してどのような対応を行っているかを、実際の例を交えて御説明します。今ある管渠は引き続き使えるように補修し、新しく取り替えるべきところは取り替え、市民生活に影響が出ないように対応を行っています。この写真は、陶磁器製の管渠の破損や木の根の詰まりがあったものです。こういった場合には、一番右側の写真のように、新しい管に取り替えを行っています。令和4年度では管渠の清掃や工事を53件行いました。

続いて、19番の写真は、マンホール蓋を補修する様子です。職員による市内パトロールや市民からの通報により、マンホール蓋のがたつきや破損を発見した場合は、撤去し、新しいマンホール蓋に取り替えています。令和4年度には21件の工事を行いました。

続いて管渠の長寿命化対策について御説明いたします。長寿命化対策とは、その施設を長く使えるようにすることです。20番のスライドに示したものは、管路内のテレビカメラ調査の様子を示したものです。マンホールからテレビカメラを入れ、中の様子を映像で確認します。

21番の写真は、令和元年度に実施した実際のテレビカメラ調査の様相です。管路内のずれや劣化、腐食、ひび割れがあることが分かりました。令和4年度は、こういった調査を11件行いました。

22番のような補修が必要だと判断した箇所に対しては、延命化の工事を行います。左の写真は、テレビカメラ調査時に確認した管の内部の写真です。右の写真のように、樹脂系の特殊部材を管の内面に巻きつけたまま施工し、延命化を図っていきます。令和4年度では、この工事を含めて2件行いました。

続いて、処理場やポンプ場の長寿命化対策について御説明いたします。23番の例では、処理場のスクリーナーが破断してしまったため、新しく取り替えたものです。処理場やポンプ場

に係る更新工事は、令和4年度は6件行いました。

なお、突発的な故障等を除き、ストックマネジメント計画に基づいて工事を行っていきます。ストックマネジメント計画とは、緊急度の高い箇所の点検や調査を行い、工事を行う優先順位を決めるものです。これにより、一年度だけ事業費が高くなるといったことを防ぎ、効率的に工事を行うことができます。

最後に、令和4年度の下水道事業の費用について説明いたします。今ある整備を維持管理するためにかかった費用の合計は18億3,313万円、新しい設備に取り替えるためにかかった費用の合計は18億8,918万円となりました。2つの費用を合計し、人口で割り返すと、下水道事業を継続するために1人当たり約6万3,288円かかりました。なお、この費用は今まで御説明した工事費だけではなく、電気代や人件費も含んだ数字となっています。令和4年度の決算については、次の議題で御説明いたします。

以上となりますが、議題2、下水道事業の概要と現状についての説明を終わります。

鎌田会長

今御説明がありましたが、委員の皆様方から御意見等あれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

吉田委員

質問していいですか。

鎌田会長

はい、どうぞ。

吉田委員

今、説明の中で、逗子の人口5万8,815人とあったんですけども、人口は長期的には減っていくのは間違いないと思うんですが、住民票を置かない人に対するもの、端的に言いますと、米軍住宅の下水処理はどうなっているんですか。その費用は。あと、不在地主等々の数はどうなっているんですか。そこら辺の増減の今後の見込みをどう考えているんですかというのが分からないので、分かりましたら教えてください。

鎌田会長

では、事務局から回答できる範囲でお願いします。

船田課長

米軍の下水については排水量を毎月確認いたしまして、排水量に基づく単価を掛け合わせたもので請求をしてこちらに入るという仕組みでございます。

吉田委員

ということは、総量の把握をしているということでもいいですか。それとも個別にメーターか何かがついていてという話ですか。

船田課長

個別ではなくて米軍の敷地内に簡易的な処理場があって、その流末に米軍で設置している

流量計がございまして、そこを我々と向こうの立会いのもと確認をして、敷地の最終の流量、全部寄り集まったものを基礎に算定しております。

吉田委員

となりますと、逗子の東京ドームの何倍分とかという排出量ありましたよね。それに占める割合というのはどのくらいあるんですか。結構な量があるはずなんです。

小上馬副主幹

今、数字を確認します。

吉田委員

今じゃなくてもいいです。

鎌田会長

次に料金のところもありますので、じゃあ後ほどまた回答いただければいいかなと。

吉田委員

結局は料金に跳ね返ってきますので。

鎌田会長

他、いかがですか。どうぞ。

高樋委員

スライド18番の下段、維持管理をされたというのですが、何kmでしょうか。それとあとスライド22番は、耐用年数を延ばすために長寿命化対策をされてると思います。金額が出てますが、どのくらいの長さに対して長寿命対策をされたのでしょうか。距離が分かると費用対効果が明らかになるので、お願いします。

鎌田会長

事務局、いかがでしょうか。

船田課長

まず、スライド18番は、御家庭から本管を繋ぐ取付管の分だったり、ますの取付があったりするので、総延長という形で捉えるのは難しいです。

スライド22番の管渠長寿命化、こちらについては具体には、本市としては令和3年度からこのような管の長寿命化を始めていまして、令和4年度は約220mに相当します。

高樋委員

2件分ということですよ。合計。

船田課長

そうです、はい。

高樋委員

ありがとうございます。

鎌田会長

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。

吉田委員

スライド24番に、維持管理するためにかかった総費用18億で、更新費用が18億、ほぼ同じ額なんですけれども、ここに載っている数字挙げますと、13億なにがしがほぼというか、マックスで、それに足しても14億程度のものにしかならない。両方足して36億でもって、14億ということは、あと22億は一体どういう経費だったのか。そちらのほうがむしろ説明するときには必要な話ではないかという具合に思ったんですが、いかがでしょうか。

鎌田会長

御回答できる範囲で、事務局からお願いいたします。

船田課長

まず、大別しますと、先ほど高樋委員からありましたスライド18番というのが、管渠だけじゃなくて処理場等も含めて、例えば清掃とか維持管理にかかる費用について、上段に書いてあります。令和4年度の決算では、ちょっと近い数字になっているんですけども、下段の更新というのは、スライド22番で御紹介したような管渠の更新や処理場の長寿命化、改築更新にかかる建設的な費用の合計になっています。

小上馬副主幹

後ほどの下水道事業会計の課題というところで御案内をさせていただきますが、今ここに載せさせていただいているのは、全ての下水道事業の総額で、先ほどの少し重複になりますけれども、長寿命化というのは古い設備を新しい設備に取り替えるほうの18億8,000万に入っています。マンホールの保守とか、そういうものについては上のほうの維持管理に入っています。

吉田委員

私が聞いたのは、そういう話じゃなくて、下のほうの更新の18億というのは、スライド23番の13億が入っていて、残りは5億しかないですよ。この5億でもって、もろもろあるだろうなというのは容易に理解できるんですが、そうじゃなくて、上のほうの18億については、これはここに載つけられた数字、いくつか足し上げても1億にもならない。質問しているのは、18億のうちどういう費用が一番大きかったかということです。それこそ円グラフでも作っちゃえば、すぐ分かる話なんです。

小上馬副主幹

維持管理で一番大きいのは、浄水管理センターで水を処理する費用ですね。浄水管理センターで水をきれいにするための委託料であったり、電気代、こういったものが一番大きく占めております。

吉田委員

要は内訳を示しているような資料というのは、ないということですね。

小上馬副主幹

後ほどその辺りのところも出てきますので、そのところでもう一度説明させていただきます

ます。

吉田委員

どこかで、葉山町とやりますよって処理場の更新の話が載ってますよね。

青木担当課長

スライド16番ではないですか。

吉田委員

スライド16番に令和3年度には浄水管理センター再整備基本構想を策定して言ってるんですが、これは現在の場所というのが前提だというお話ですよ。

船田課長

そうです。この再整備基本構想というのは、現在地で再構築した場合の計画です。

吉田委員

要は建て替えるということですか。

船田課長

そうですね。

吉田委員

建て替えるということになると、これ、現状の設備使いながら建てるということになると、相当お金がかかるだろう。

船田課長

そうですね。もちろんそういう形に。

吉田委員

現在地でそのまま維持しながらやろうというのと、相当かかっちゃうのは、これ、素人目にも分かる話なんです。それ以外の構想っていうのは、あるんですか、ないんですか。今後の料金考えるときに、これが恐らく最大のネック、要因になっていくんだろうなと思ってるんですが。そこは流動性があるんですか、ないんですか。というか、葉山町との関係はどうなんです。

青木担当課長

令和3年度の基本構想では、桜山の現在地と、それから隣接他市町、横浜市、鎌倉市、横須賀市、葉山町との広域化というのでも検討しました。さらに市内でそれなりの空地が期待できる、例えば県立逗子高校の跡地、第一運動公園、池子の森等のある程度まとまった土地も検討しましたが、適地として最終的に経済効果が高いのは現在地で、いろいろ吉田委員がおっしゃるように、施工のやりにくさ、段取り替え等々はありますけれども、現在地での建て替えが最善だということで、基本構想は現在地を前提にやりました。が、その後、葉山町との広域化の話があり、具体的に両者話合いの結果、広域化をもう少し深く検討してみようということで、昨年度と今年度、広域化の可能性を検討しているという状況でございます。

吉田委員

ということは、現在地の建て替えが仮に葉山町と広域化したときに、場所は変わる可能性があるのかないのか。そこら辺はどうお考えなんですか。

青木担当課長

現在は、葉山浄化センターが逗葉新道の料金所の脇にあるのですけれども、そこで逗子の汚水を処理できるかという可能性を検討しています。なぜそこにターゲットを絞ったかといいますと、逗子市の浄水管理センターは沿岸部にあるものですから、津波被害のリスクが非常に大きいので、なるべく高いところというのが一つ検討の俎上に上げています。しかし、低いところから高いところに集まった水を上げると動力費の負担増等非常に難しい部分がありまして、今、検討しているところでございます。

吉田委員

葉山町に移転するよとなると、今のところはもう使わなくなるということになる可能性があるということですね。

青木担当課長

はい。今、検討が大分進んでいまして、逗子市では合流区域というのを市内13%ぐらい抱えていまして、雨天時にはそれなりの雨が今、処理場に入ってきて処理して出しているのですが、葉山町の処理場は敷地の関係で、逗子市の雨天時の下水量まで処理ができない。となると、雨が降ったときの水は現在の浄水管理センターで、それなりの施設を設けて対応しないといけないところを今、検討している最中でございます。

吉田委員

それは合流方式をなくして、全部分流にしまえば済む話ですよ。

青木担当課長

ええ。今、ハイランド地区で合流区域を分流化するという工事をやっていますが、そこは条件的には団地の中の道路ですので、側溝等を入れれば汚水・雨水分離できるのですが、桜山の旧市街地は道路も狭く、線形もうねっていて、なかなかそこにもう1本管を入れるというのはできませんので、仮にやるとなると相当な期間と事業費を見込まなければならないということで、非現実的です。ですから、やはりどうしても合流区域を残さざるを得ないというのが現状でございます。

吉田委員

そういうことですか。はい、分かりました。

鎌田会長

まだあれば、また後でお話を伺えればと思いますので。料金の話が論議いただいていますので、議題の3の、下水道使用料の仕組みと下水道事業会計の課題について、事務局から御説明をお願いいたします。

田中主事

それでは、資料3番と、こちらのモニターを御覧ください。

それでは、本審議会の審議事項である下水道使用料の仕組みについて御説明いたします。まず初めに、水道料金と下水道使用料について御説明いたします。先ほどもお話がありましたが、逗子市の下水道は市の事業として行っていますが、上水道は神奈川県営水道が行っている県の事業です。それぞれ別で事業を行い、別の料金体系を設定しています。

本市は昭和47年4月1日に供用が開始されたことに伴い、維持管理費に充てる財源として使用者から使用料の徴収を開始しました。平成15年度からは、上水道の料金と下水道の使用料を一括して納付することにより、利便性の向上を図りました。平成17年度の改定を最後に、使用料を据え置いてきましたが、経営改善を図るため、令和4年7月1日に使用料の改定を行いました。

下水道使用料には2つの原則があります。1つ目は、独立採算制の原則です。公共下水道事業は、水道や病院事業と並び、地方財政法という法律で自治体が運営する公営企業として位置づけられています。公営企業である下水道事業の経営は、事業の経費はサービスを提供した結果、得た収益で賄うこととされています。つまり、公共下水道事業に必要な経費は、使用者の皆様から徴収した下水道使用料で賄い、経営を行うという原則です。

続いて、2つ目の原則が雨水公費・汚水私費の原則です。これは、雨水排除にかかる経費は公費、つまり市税である一般会計からの繰入金で充当し、汚水の処理にかかる経費は下水道使用料で充当するという原則です。

雨水は自然現象によるもので原因者が特定できないこと、雨水排除というサービスの結果、利益を受ける範囲が広く市民全員に及ぶことから、市民から徴収した税金によって費用負担をします。それに対し、汚水は原因者は汚水を排出した人であると特定できるため、使用者から徴収した下水道使用料をもって費用を負担することとなります。上水道の使用水量をもとに下水の排出量を認定し、下水道使用料を算定しています。

続いて、下水道使用料徴収の法定根拠について御説明します。下水道使用料の徴収については、下水道法第20条により定められており、料金は地方公共団体が規定する条例で定めることとされています。

下水道使用料は、水量及び水質、使用者の使用の様態に応じて適正な原価を定率または定額をもって明確に定め、全ての使用者は平等に負担することが求められます。

逗子市下水道条例では、第11条で使用料の徴収について定めています。詳細はこちらの別表のとおりです。

本市では、0から8 m³までを基本料金とし、その後、水量が増えるにつれて加算額を設定しています。下水道使用料の基準となる排除汚水量は、家庭から流れ出た汚水の計測が困難であるため、原則上水道の使用水量をもって認定しています。

なお、浴場汚水については、住民の保健衛生の維持のため欠かせない社会的な施設であることから、1 m³当たり5円と定めています。

それでは、例として、2か月で使用水量が40 m³の場合の使用料を別表に基づき算出してい

きます。計算方法としましては、基本額+超過分となっており、基本額は下水道の使用者全員から徴収し、使用水量8 m³までは均一料金となっています。基本額を超えて使用している方については、1 m³につき料金が加算されてまいります。

現行の使用料では、基本額は679円、基本額を超えて9から15 m³までは1 m³につき104円のため728円、16から20 m³までは1 m³につき109円のため545円となります。これらの合計1,952円の2か月分である3,904円に消費税額390円を加えた4,294円が下水道使用料となります。なお、通常の本市の下水道使用料は2か月に一度の徴収のため、条例の別表を2倍して計算しています。

次に、使用料体系について御説明いたします。使用料体系とは、個々の使用者に対して使用料対象経費をどのように配分し、負担してもらうかを体系化したものです。

まず、基本料金です。こちらは使用水量の有無に関係なく賦課されるもので、基本的には下水道を使っている人全員が支払うものとなります。基本料金が高くなると、基本料金内の水量しか使用しない方への負担が大きくなってしまうという問題点があり、その点について料金設定をする必要があります。

続いて従量料金は、使用水量に応じて支払うものとなります。従量料金に依存した割合で料金単価を設定した場合、水量によって料金が変動し、有収水量の減少に伴って収入減となり、料金値上げを検討しなくてはなりません。節水によって料金の抑制に努めたにもかかわらず、値上げをすることになった場合、使用者の理解が得られにくいという問題点があります。

3つ目の累進料金は、大量に排水する使用者ほど単価が高くなる制度です。この制度は、大量排水を抑制する効果が期待でき、水資源の節約や下水道施設の効率的な建設及び維持管理ができます。しかし、大口使用者の排水量が減少すると、水量の減少以上に使用料収入が落ち込むため、経営状態が大口使用者の排出量に左右されかねないという問題点があります。

これらの特徴を加味して、本市では基本料金、従量料金、累進料金を組み合わせた料金体系制度を採用しています。

以上で逗子市の下水道使用料についての説明を終わります。

議題の途中となりますが、次のお話とまた性質が変わってまいりますので、もしこの点について御質問があれば、今いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

鎌田会長

はい、ではどうぞ。

吉田委員

8 m³までが基本量だよという話でありますけれども、8 m³って、その次の刻みを見ていくと15、20、25、30って、5刻みだったり、それから大きくなると10刻みになったりという、この最初の8という根拠は何かあるんでしょうか。なぜ8に基本量をしたのか。

小上馬副主幹

一般的なお話になるんですが、大体1人当たりの使用水量が8 m³ぐらいと言われております。その8という数字を採用しているという現状です。

吉田委員

1人当たりの使用量が8だと言われていると。

小上馬副主幹

そうですね、こちらで統計とっているわけではないです。

吉田委員

逆に言えば、先ほどの人口の話じゃないですけども、東京ドーム7.5杯分ですか。それを人口で割れば1人当たりの使用量という話になるんじゃないですか。

小上馬副主幹

実際、何人で水道を使っているかというのが、こちらは把握してないので。

吉田委員

いや、だから人口で割るとするのは、そういう…何人で割る。

須田担当部長

一般的に8 m³と言われているから採用している。計ったわけじゃなくて。

吉田委員

要は根拠はないということですね。一般的に8を採用しているから。

須田担当部長

そうです。

吉田委員

それに右へ倣えしたというだけだと。

須田担当部長

一般的に8 m³だと言われていることに逗子市が関与しているわけではないということです。

小日向委員

東京都もそうなんですよ。全国大体同じです。

高樋委員

上水道も8 m³にしているところも多いです。

吉田委員

だから、その8の根拠って何なのよっていう。

高樋委員

東京都等がデータを集めて、平均して、だいたいこのくらいの人数だと8 m³で算出しています。

鎌田会長

太田委員、水道の基本量、県はいくらでしたっけ。

太田委員

8です。

鎌田会長

リンクしてますよね。

太田委員

はい。

吉田委員

8はいいんですよ。別に8でも10でも、どう決めたって構わないんですが、その8にしたいわれというのは、右へ倣えの話ですよということに私、今理解したんですが、逆に言うと、値上げするというときには、8を5にしちゃえばいい。そうすると、3ずつ、ざあっと値上げしていくという話に実は必然的になるんです。それでしつこく聞いたんです。

小上馬副主幹

設定としては可能です。

吉田委員

でしょ。それはもう、各市が勝手に決めていい話のはずですから。そういう視点が何でなのという問題提起です。どうせ料金変えるには全部議会通さなきゃいけないんだから、そうなったときに、そこら辺の視点を踏まえておいたほうがいいんじゃないか。

須田担当部長

そうですね、この審議会でも当然使用料改定、御審議いただきますので、そのときにまた御提案いただいて。

吉田委員

それともう一つお伺いしたいんですが、使用料の話で。大口に左右されるという話があったんで、逗子で大口ってどこなんですか。ほとんどないですよ。

船田課長

米軍を除くと、確かに企業とかそういうものは多くはないです。

吉田委員

ないですよ。それと、もう一つお伺いしたいんですが、使用料の減免等という、そういうような制度は、下水道にはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

船田課長

ございます。

吉田委員

どういう理由で。

小上馬副主幹

減免については、生活保護世帯に対して行っております。それだけです。

吉田委員

生活保護世帯だけ。その減免した分については、一般会計から補填されるんですか、され

ないんですか。

小上馬副主幹

減免分という形では補填されてないです。

吉田委員

要は、さっきの話と同じで、公営企業会計で独立採算でやるんだというときに、福祉施策なんていうのは関係ないですよ。それについて、減免する制度を設けるのは、あくまでも社会福祉観点の話なので、別に設けたっていいですよ。とすれば、その補填が一般会計からあってしかるべきだと。違いますか。これも考えておいてください。

小上馬副主幹

財源として、減免にかかわらず、今、下水道事業会計、赤字になっていますので、その赤字補填等を盛り込んだ繰入金は今もらっている状態になっています。ただ、その繰入金の中で、これが減免分だよ、これは赤字分だよという名前が書いてないので、全部トータルとしてその分、多くもらっているというのが現状になります。

吉田委員

であれば、赤字になるというのは減免世帯があろうがなかろうが、全部トータルでもって赤字になっているわけですよ。

須田担当部長

減免分の補填というのは、また検討の課題として。今結論は出ませんので、御指摘として受け止めます。

鎌田会長

他は、どうぞ。

佐藤委員

先ほど田中さんが御説明いただいたときに、使用料のところ、大口のところが減ると赤字になっていくというようなこと、御説明があったと思うんですけども、その後に吉田委員の御質問のときに、逗子市の大口というのはどんなところかというような御質問に対して、あまりないようなことをおっしゃっていたんですけど。それはいかがですか。

小上馬副主幹

実際の大口の対象としては、先ほどもう御存じだということでした、米軍の家族住宅が一番大きいところ。あと、次が環境クリーンセンター、市のごみの焼却の施設ですね。そこで使っている水量が多いです。あとは、老健施設ですかね、介護事業所、そういうところが割と多いところになってきます。あとは、その次で言いますと、大型の商店が上がってくるという形になっています。

先ほどの大口がというところで言いますと、多い水量を使うと下水道使用料の単価を大きくしていますので、その水量が少し減ってしまうと、使用料収入として見込める金額が大きく減ると。逆に、一般家庭、少ない水量のところが減ったところで、小さい額になるので、

その大口の水量の変化というのが結構収入に対して左右しますよという意味での御説明という形になっています。

鎌田会長

基本的な認識として、この規模の都市としては、工場とかそういうものがあまりないので、基本的には大口の割合は少ないという認識でいいですね。

小上馬副主幹

比較的大口という、そういう意味ですね。

吉田委員

もう1点だけ。いいですか。

鎌田会長

はい、どうぞ。

吉田委員

使用料体系についてというところで、つなげていけば基本料金は使用量の有無に関わりなく賦課されますよということですよ。

小上馬副主幹

そうですね。

吉田委員

これって、例えば上水止めちゃったというときには、基本料金取っちゃうんですか。

小上馬副主幹

それはかからないです。取らないです。

吉田委員

上水を止めるとかからない。

高樋委員

使用をしていないからです。

吉田委員

使っていないから。でも、基本料って、使用量の有無にかかわらず賦課されると言ってるのと矛盾するんじゃないですか、そうすると。

小上馬副主幹

いつでも流せる状態で、要は上水道を開栓している状態であれば、当然使用量が多かろうと少なかろうと、基本料金かかりますよという形なんですけど、例え話で言いますと、上水道を止めている理由が、建物を壊してしまっている場合もちろんあるでしょうし、いろんな御事情があるかと思えます。そういった事情の個別案件ではなく、上水道の水がいつでも流せる状態になっている場合だけかかります。

吉田委員

となると、この説明の書き方を少し工夫したほうがいいということですか。

小上馬副主幹

もし勘違いをされたようなことであれば。

吉田委員

ええ、勘違いしました。

小上馬副主幹

水道の契約を開栓をしている場合は、使用水量にかかわらず賦課されますと。その条件の記載が足りないということですね。

吉田委員

そうですね。みんなかけるのかと思ったんですよ。

梅川委員

そもそも今のこの話というのは、何を目的にしているんですしたっけ。今回、新たに委員さんが来て、大体こんな感じですよという説明をしていて、それに、その説明に対して意見があれば言うという感じですか。

須田担当部長

どちらかという御質問というか、不明な点というか。

梅川委員

確かに吉田委員の言われていることって、この資料の何か矛盾とか、分かりにくさというのは、私もすごい感じるんですけど、それを指摘すると、この資料ってそもそも今回のこの場用の資料なんでしたっけ。

小上馬副主幹

そうです。

吉田委員

要するに勉強会でしょ、これ。

梅川委員

だとすると、この資料のここがおかしいよと言ったとしても、あまり意味がないことなんでしたっけ。

須田担当部長

次、同じような用途で使う場合には、さらに改良したものが作れる。

吉田委員

ごめんなさい。いいですか。私、ここの議題のところ、勉強会ってどこかに書いてあったんですよ。書いてなかったっけ。どこかで勉強会という言葉を読んで、ああ、新しく来た人が分からないだろうから、勉強会を兼ねてもう一回おさらいをするのかなという意味で理解をしているいろいろ聞いたんですが。分からないことは何を聞いてもいいのかなと思って聞いていたんですが、もしそれが具合が悪いのであれば、後ほど個別にお伺いします。逆に言うと、これをやる意味がないんじゃないか。

鎌田会長

一応基本知識の共有というところと、現状というところですね。なので、あまり細かなところの意見はまた今後のお話でいいのかなという気もします。ただ、今、ある程度、分からないところ等はお話しいただいておいたほうがいいかなと思います。できる範囲ということと、次回以降また御説明していただくのでも構いませんし、あとは資料が分かりにくいというのであれば、改善の必要もあるかなと思いますので、御意見はいただいております、今日全部解決できるかどうかは別として、次回以降に生かしていただければいいかなと思います。

梅川委員

要するに吉田さんが言われていることって、すごくごもつともな話だと思っていて、すごく細かいところで気になることって、前回のときからすごくあって、直してほしいといえど直してほしいんですけど、何かそもそもの理解が、何かちょっと市民側と執行部というか、市役所側とで何かちょっとずれている。微妙にずれている気がずっとして、何かあまりうまく言えないんですけど、ちょっとそういうずれがあるよというのを認識しておいてほしいなど。ちょっとそこだけ。今日の時点でちょっとそれだけ言っておきますけど、何か一般企業とか一般市民とかと市役所側って、ちょっと意識のずれがあるなと私は感じています。ちょっと、あまり伝わってないと思うんですけど。

船田課長

できましたら、ちょっと具体的にあるとありがたいんですけど。今ちょっとこの場で難しいでしょうか。

梅川委員

ちょっと今日の時点ではうまく伝えることはできないんですけど。

鎌田会長

認識とずれは、2年間ありますので、逐次御意見いただいて、できれば解消していただくほうがいいのかと思いますので、そのために市民委員の方、それぞれの地区の方が参加していただいているかなと思いますので。

じゃあ、よろしいでしょうか。続けて、じゃあ御説明を。

小上馬副主幹

ごめんなさい。先ほどの御質問の答えが出てますので。

鎌田会長

じゃあ、ここで御回答いただけますか。

小上馬副主幹

先ほど全体の水量930万 m^3 ぐらいな推移をするよというところの御質問の中で、米軍の家族住宅からの排水量がどのくらいかという御質問がありました。こちら米軍家族住宅からの排水量は令和4年度の1年間ですと22万5,000 m^3 ぐらいなので、全体の比率で見ますと2.4%程

度になってきます。

鎌田会長

はい、ありがとうございます。では、引き続き御説明をよろしく願いいたします。

田中主事

では、引き続き資料4をもとに、下水道事業の財政面での課題について御説明いたします。

下水道事業会計は、令和元年度に通常の役所の会計である官庁会計から、一般企業と同様の公営企業会計という会計方法へ移行しています。これにより、主に財務の面において市から独立し、一企業体として経営を行っていくこととなっております。

企業会計では、官庁会計より多くの財務諸表を作成することができ、単なる現金の収支だけでなく、まだ支払い期限の到達していない収支や、物の価値を含めた全ての保有財産、1年間のお金の動き等、様々な観点から経営状態を把握することができるようになりました。

企業会計への移行により、経営状態を数値として客観的に把握することが可能となり、今の経営の健全性や将来に向けた経営の計画性が向上しました。今回は令和4年度の決算状況をもとに、どのような課題を抱えているかを御説明いたします。

下水道事業会計では、下水道施設を維持管理する取引である収益的取引と整備改築するための取引である資本的取引に分けることという定めがあります。

収益的取引とは、例えば浄水管理センターやポンプ場を運転するための光熱費や人件費、課題2で御紹介した管渠の清掃やマンホール蓋の取替えの工事等です。

資本的取引とは、議題2で御紹介した処理場の機械の更新等の古い設備を新しく取り替えるための工事代や、それにかかる人件費等を言います。

同じ工事代金や人件費でも、それぞれの性質により、どちらの取引に該当するかを分けなければならないという決まりがあります。そのうち、収益的取引についてまとめた計算書が損益計算書というものです。損益計算書からは、1年間に下水道施設を維持管理するためにどのような活動を行い、どのような経営成績だったのかを知ることができます。いわゆる赤字、黒字と言われるものは、この損益計算書で把握することができます。

損益計算書からは、下水道施設を維持管理するためにどのような経営活動を行い、どのような成績だったのかが分かります。過去の経営を分析し、将来の方針に役立てることができます。

スライド5番は、令和4年度の損益計算書の一部を抜粋してまとめたものです。まず、通常の業務活動による収入から費用を差し引いた金額が営業損益となります。令和4年度は、下水道使用料等の営業収益9億6,361万9,000円から維持管理するためにかかる費用等の営業費用を差し引いて、7億8,292万1,000円のマイナスつまり営業損失となりました。

営業損失に資金調達にかかる収入や費用を差し引きした金額が経常損益になります。令和4年度では、先ほどの営業損失7億8,292万1,000円に一般会計からの補助金等の営業外収益7億7,549万7,000円を足し、支払利息等の営業外費用3,527万2,000円を差し引いて4,269万6,

000円のマイナス、つまり経常損失となりました。

自然災害等による突発的な事象に関する収入や費用がある場合には、経常損失からさらに差引きしますが、令和4年度では該当がないので、経常損失4,269万6,000円がそのまま最終的な成績である当年度純損失になります。いわゆる赤字、黒字というのは、ここの数字で判断することになるので、令和4年度の下水道事業会計は4,269万6,000円の赤字だったということになります。

ここまで御説明したのは、下水道施設を維持管理するための取引に関する収支です。その収支が赤字であったため、本市の場合においては下水道施設を維持管理するための収入と支出の均衡がとれていないということが分かります。なお、この赤字、黒字が分かるようになったのは、先ほど説明いたしました公営企業会計の導入によるものですが、令和元年度に導入してから毎年赤字を計上しており、その累積は令和4年度時点で3億7,576万1,253円となります。

スライド7番は、資本的収支つまり下水道施設を整備改築するための取引に係る収支を示しています。下水道施設を整備改築するためには、多額の費用がかかるため、企業債つまり借金の借入れ等で収入を賄っています。令和4年度における下水道施設を整備改築するための収入は、企業債や補助金を合わせて16億2,523万9,000円でしたが、整備改築するための支出は18億8,918万円でした。なお、収入と支出の差額については、補填財源というもので充てており、先ほどの赤字、黒字という概念はありません。

スライド8番からは経営指標について御説明いたします。経営指標は、決算書や経営比較分析表に掲載しており、ホームページでも公開しています。経営比較分析表とは、総務省が全国の団体を取りまとめて作成しているものであり、経営の現状や課題を把握し、他の団体と比較ができます。なお、ここに記載している類似団体とは、総務省が公表しているもので、処理区域内人口や処理区域内人口密度、供用開始後の年数で同じ規模の団体です。神奈川県では、綾瀬市、寒川町が類似団体として区分されています。

ここでは、主要な経営指標のうち、経常収支比率、累積欠損金比率、経費回収率、有形固定資産減価償却率の4つを御紹介いたします。

経常収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標です。一般的に、100%を下回ると単年度の収支が赤字であり、経営改善に向けた取組が必要になると考えられます。令和4年度では、下水道使用料の改定を行ったため、97.6%と改善が見られました。

累積欠損金比率とは、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。累積欠損金とは、営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のことですが、積み上がった赤字の合計額となります。先ほど御説明したとおり、本市では令和元年度から毎年度赤字を計上しており、その合計は令和4年度時点で3億7,576万1,253円となります。この指標は、累積欠損金が発生して

いないことを示す0%であることが求められるため、0%となるよう経営改善を行っていく必要があります。

経費回収率とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標です。下水道使用料汚水を処理するためにかかった費用で除して求めます。一般的に、100%を下回っている場合、汚水処理にかかる費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味します。そのため、適正な使用料収入の確保や、汚水処理費の削減が必要と考えられます。令和4年度、下水道使用料の改定を行ったため、78.61%と改善が見られました。

続いて、有形固定資産減価償却率とは、建物や設備等の有形固定資産の老朽化の度合いを表す指標で、数値が高いほど法定耐用年数である50年に近い資産が多いことを示します。なお、議題2で御説明した50年を超える管渠の割合という指標は、この有形固定資産減価償却率のことです。この指標については、明確な数値基準はないため、過去の比較や類似団体との比較を行い、将来の施設の改築等の必要性を推測することができると言われていています。本市は供用開始してから50年が経過していることから、管渠の老朽化が進んでおり、令和4年度は25.02%でした。

それでは、最後に、今後2年間の審議会の流れについて御説明いたします。先ほどから御説明しているとおり、本市は令和4年度に下水道使用料の改定を行ったものの、電気代等の物価高騰や、節水意識の向上等により、厳しい経営環境が進んでいます。特に公営企業会計へ移行した令和元年度以降、赤字決算が続いており、累積欠損金が積み上がっていることから、早急な対策が必要となります。

そのため、経営改善に向けた逗子市公共下水道事業経営戦略という経営計画の改定を令和6年3月に予定しています。前期の審議会でも御意見をいただきながら、経営戦略の改定案を作成しましたが、その中では様々なコストの縮減に取り組むものの、近年の物価上昇等により経費の増加により使用料の改定は避けられないとのシミュレーション結果が出ており、直近では令和8年度の使用料改定を見込んでいます。

また、令和4年7月改定時の審議会への諮問に対する答申の付帯意見として、大幅な改定率での値上げを防ぐためにも、3年から5年ごとの定期的な使用料の検討を行うべきという御意見をいただいています。

下水道使用料については、審議会の審議事項であるため、委員の皆様におかれましては令和6年3月に公表予定の経営戦略をもとにした令和8年度の使用料改定の可否を含め、2年間で下水道事業の現状を御理解いただき、将来に向けた健全な経営を行うための使用料水準を御検討していただきたいと考えております。

なお、まずは現状を御理解いただくために、経営戦略は現行のものとの配付のみとさせていただきます。経営戦略の改定案につきましては、来月に予定しているパブリックコメントで御確認いただければと思います。

また、スケジュールに記載はしておりませんが、可能な範囲で施設見学等を実施して、下

水道事業をより身近に感じていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、本日お配りした資料の一部は、本市の下水道事業を市民の皆様にも広く御理解いただくために作成した資料の抜粋であり、市のホームページでも全部ではないですが類似のものを公表しております。実際の決算書や経営比較分析表、地方公営企業の仕組みについて説明した資料もホームページに掲載しておりますので、お時間のあるときに御一読いただけますと幸いです。

以上になりますが、議題3の説明を終えさせていただきます。

鎌田会長

ありがとうございます。それでは、今の御説明について、改めて御質問、御意見等あれば、いただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

佐藤委員

一番最後の審議会スケジュール案なんですけれども、今回これは令和5年度の第3回審議会なんですけど、ちなみに1回、2回というのは、4月からやったんですか。

船田課長

本年度は7月に第1回で、8月に第2回。

佐藤委員

分かりました。ありがとうございます。

鎌田会長

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

吉田委員

いいですか。ここに今、スケジュール表のところに勉強会って言葉入ってました。これは、私これを見ていたんです。

そんな話はどうでもいいんですが、ちょっと気になってるんですが、お話聞いていて、私、損益計算書だ何だ言われても、よう分からんのですが、まだ公営企業会計になってるわけじゃないですよね。特別会計でも、今は何会計というんですか。

船田課長

いや、令和元年度4月から公営企業会計になっています。本市は。

吉田委員

分かりました。そうすると、累積損失って、いつからの累積損失というお話でしたっけ。要は一般会計から公営企業会計に行ったときに、前の一般会計時代のを引きずって、欠損を引きずってきたんですか。そうじゃないんですかという話なんですけど。

小上馬副主幹

損失が発生しているのは企業会計になりました令和元年度、当初から損失、赤字になっております。

吉田委員

先ほど言われた累積損失というのは、令和元年からの話ということですか。

小上馬副主幹

そのとおりです。元年から4年度までの。

吉田委員

了解しました。前の話は関係ないよということですね。もうちょっとしつこく聞いちゃうんですが、類似団体と比べてますよというお話で、神奈川県では綾瀬市、寒川町というお話だったんですが、綾瀬市、寒川町の下水道普及率って100%なんですか。何言ってるかという、類似団体の100%、もう既に達成しているところと、今後新たに下水道を広げていくよという地域とで、それぞれの持っている意味合いが違うんじゃないかなと思っているんですが、それが決算上どう表れてくるというのは、私にはよく分からないんですけれども、そこら辺はどうなんですか。

田中主事

寒川町と綾瀬市の処理人口普及率でよろしいですか。綾瀬市は、令和3年度末時点で94.3%、寒川町は93.5%です。

吉田委員

そうすると、この類似平均団体と言ってるのは、みんな90%を超えているようなところだよという理解でよろしいんですか。

田中主事

そうですね、はい。近しい数字のものをまとめて類似団体と呼称しているのです。

吉田委員

下水道普及率については大して変わらないよという前提ですね。

鎌田会長

よろしいでしょうか。他は、まだありますか。

吉田委員

よければ、まだいくらかあるんですが。後で個別に聞いたほうがいいのかなと思わないでもないんですが。じゃあ、ついでだから聞いちゃいます。もう、勉強会だと思ってる。減価償却は費用として計上されてますよね。

船田課長

はい。

吉田委員

当然のことながら、その減価償却を何で費用として計上して積み立てていくかといけば、再投資の原資にするためですよね。減価償却の対象となる資産が減れば費用が減るよということになるんですよね。

小上馬副主幹

そうなります。

吉田委員

当然ね。そうなったときに、この減価償却の対象としているところの中で、下水道会計から切り離せるようなものがあるのかないのか。減価償却期間は50年でいいですか。

小上馬副主幹

物によって違います。最大で50年。

吉田委員

そうすると、最後はどうするんですか。残存価格はゼロにするんですか。

小上馬副主幹

残存価格は5%まで減価償却します。

吉田委員

それはもう、そこまでいったら減価償却できませんよね。残存価格だから。減価償却が費用として載せている対象の固定資産の内訳の資料って、どこか探せばあるんですか。

小上馬副主幹

決算書の中に、例えば構築物が幾らですとか、設備が幾らですとかというものは載っています。

吉田委員

分かりました。そうすると、その中に、要は下水道事業会計から切り離していいようなものはないよという前提でよろしいんですね。

小上馬副主幹

当然、下水道事業会計へ移行の際に、下水道事業に関するものだけ固定資産として登録してますので、その他のものはないです。

吉田委員

浄水管理センターをもしあそこで建て替えないで、今度葉山町へ持っていきますよってなったときに、費用対効果の試算はどうなるんですか。

須田担当部長

先ほど言ったように、昨年度、本年度で、2か年で、葉山町での広域処理の検討をしています。1年目は施設面、設備としてできるのか、技術面ですね。2年目は費用面ということ、この関係まさに今やっていますので、本年度の検討が済むと、費用面の比較ができますので、そこでようやく、どちらで行ったほうが、今後とも維持管理も含めてどうなのかというのが出てきますので、今のところまだ詳細まではご提示できないというところです。

吉田委員

いつ頃になると。

須田担当部長

本年度いっぱいのご委託事業なので、当然3月には結論が出る。

鎌田会長

それを踏まえて検討いただくということなので。

須田担当部長

そうですね、それで比較できます。

吉田委員

分かりました。

鎌田会長

他はいかがでしょうか。はい、どうぞ。

高樋委員

前回、企業会計のコンサルの方、オブザーバーで出席していました。今年度も継続してコンサルの方に入っていて、アドバイスをいただくのでしょうか。

須田担当部長

去年は経営戦略を改定するための業務委託でしたので、本年度までは入っているんですけど、来年度に関しては改定が終わりますので。

高樋委員

分かりました。ありがとうございます。

鎌田会長

今年度までは入っているということですね。

須田担当部長

そうですね、経営戦略改定のためのコンサル。

鎌田会長

分かりました。他はいかがでしょうか。

梅川委員

最後のスケジュールのところで、下水道使用料の大幅な上昇はあまりよろしくないので、3年から5年で改定すべきという説明があったんですけど、それって、誰が何を言ったんですか。

田中主事

前の前の審議会へ、令和4年度の使用料改定するという諮問をさせていただいたので、梅川委員の前の審議会のときにそういった御意見をいただいているという内容です。

梅川委員

その前のときの審議会で、委員から、3から5年で使用料を改定すべきという意見を踏まえて、令和7年度に見直しをやりますよという話でした。

田中主事

はい。

高樋委員

つまり経済も変わるし、中間で見えていきましょうという話ですよ。

須田担当部長

今回も経営戦略の中で御議論いただいて、一発で解消するとなると、段階的に解消していこうという案と比較したときに、一発で解消するにはあまりにも負担が大きいということで、段階的に、まずは単年度赤字、あと累積欠損金については令和15年ぐらいを目安にみたいな議論があったので、それと同じような議論があります。以上です。

梅川委員

一発でやるには難しいという議論は、どこであったんですか。

鎌田会長

この審議会です。

須田担当部長

さっきお話ありましたね。3パターン比較して。

梅川委員

いや、負担が大きいとか、じゃあその3パターンって、どれを選びましょうというのは、あの経営戦略の場で議論をされて、その結果として段階的に見直しに決まったということなりましたか。私、参加してましたけど、そんな選択を迫られた覚えもないです。

小上馬副主幹

パターン1とパターン2とパターン3提示をさせていただいて、パターン2を事務局のほうで考えてますけども、どうでしょうか、パターン1で考えたほうがいいですか。パターン2を時期とか率とか、そういうところも御意見として頂戴したいですというようなことで、御議論いただきました。パターン2について、最終的にこれでよろしいですかということで確認をさせていただいて、最後、会は閉まっております。

高樋委員

そのときに中間で評価・チェックを入れますという計画を入れました。

梅川委員

その議論はあったというのは認識ありますが、じゃあパターン2でいきます、いいですね、はいと言った覚えがないんですけど。その場で採決をとるなら採決をとるというような言い方をしてもらわないと、私は同意した覚えもないし、それを要求された覚えもないですし、同意した覚えもないんですけど。

小上馬副主幹

採決というような形ではないですが、パターン2でいきたいと思います、それについて御意見をお願いしますということで、ご議論いただきました。

梅川委員

そういう認識だということで。だとするならば、もうちょっとあの場で、決めてもらおうとしているというようなことをはっきりと言ってもらっていいですかね。私は何か、取りあ

えず意見は言ったつもりなんですけど。

鎌田会長

それは多分、この審議会の特性上、何かを採決して決める審議会ではないので、あくまで市側に意見をするとところなので。

高樋委員

この審議会は政策提言を市にする、意見交換・議論をする立場だと思います。

鎌田会長

意見する場所ですので、我々が議決してどうこうという話ではないので、それは認識のずれだと思います。それは要綱とかを読んでいただければ分かりますし、事務局からも御説明があるので、梅川委員がもちろん反対意見を述べられるのは構わないですし、ただ、あくまで委員の一意見ということで、そういう意見がありましたということになりますので、それはこの審議会の位置づけがそういう位置づけになっていますので。

梅川委員

そうなんですか。

鎌田会長

はい。ただ、採決をとって、経営戦略が満場一致でどうこうという、そういう類いのものではありませんので。

梅川委員

そうなんですな。

鎌田会長

はい。ですので、そういう位置づけだということで、次回以降御意見をいただくのがいいかと思います。

梅川委員

なるほど、分かりました。

田中主事

補足させていただきますと、前の前の審議会のときには、使用料改定についてこれでいいですかという諮問をさせていただいて、それに対していいです、悪いですという答申をいただくという、書面のやりとりがあったんですけども、前回の審議会については、使用料についてではなく、経営戦略についてどうですかといったお話をさせていただいているので、前の前の審議会とは異なり、諮問・答申という形は行っていないということになります。なので、今回ですと令和7年3月に、下水道使用料に対してこういうふうに改定しようと思えますけれどもどうですかといった諮問を行う予定です。今後2年間の中で諮問・答申というやりとりはさせていただく予定となっております。

梅川委員

令和6年度の3月の諮問というところで、何か問われるということですか。これでいいよ

とか。

鎌田会長

審議会としてどうするかということをもとめてくださいということが市長から諮問があるので、それに対して審議会としてはこういう意見をまとめさせていただきますということになります。

梅川委員

そのときにはこの場で、こうすべきだとかという議論は。

須田担当部長

その結論を出していただいて、答申をいただくと。

梅川委員

なるほど。

高樋委員

「第2条 調査審議をする」と書いてあります。ここで意思決定を持っている会議ではないということです。

鎌田会長

あくまで意見をするという、審議会としての意見を述べるというところなので、それを議会、市長がどう判断されるかというのはまた別の話です。あくまでこの審議会としてどういう意見をとるところは、この審議会が決めることということだと思います。この後そういう機会もありますので、そこでまたいろいろ御意見をいただければと思いますので。

梅川委員

あと、最後に1個だけ。さっきのこの会が勉強会なんですかという話もそうなんですけど、会の目的とゴールを毎回案内の中に明確に書いていただきたいのと、前回後半ぐらい、何か会議の開始時間が、何か結構15分ぐらいずれたり戻ったりみたいなのがあって、結局何時から始まるんだよというのがよく分からなかったんで、会議の目的とゴールと時間をちゃんと開始前に送ってほしい。これ、要望です。

小上馬副主幹

まず時間については開催通知を会長名で正式な文書として出させていただいて、お送りさせていただいているんですが、そこに確実に書いてあります。そこに目的なりを加えていくという御意見ですね。

須田担当部長

今、議題を記載していますが、まさにそれを議論するというのが目的でありゴールなんですけど、それでは不足ということでしょうか。次は何を話し合いますというのを明確にしているんですけども、具体的にどういうイメージなんでしょうか。

梅川委員

例えば、今日の（2）で下水道事業の概要と現状についてって、何ですか。これが送られ

てきて、じゃあ何をどうするとか、どうなったらゴールなのか、この会議のゴールはどこだというのが私には認識できないんですけど。3番もそうなんですけど、課題と書いてあるんですけど、課題をみんなで認識し合うのがゴールなのか、課題を解決するのがゴールなのか、分からないですよ。今日の目的は、私は勉強会だというふうに認識していたんですけど。

須田担当部長

そうですね。

梅川委員

だとすれば、勉強会ですとここに書いておいてほしいですというのが私の要望なんですけど。それだと問題ありますか。

鎌田会長

情報共有する場面なのか、我々から意見をいただくのかというところが、ちょっと書いていただければ、次回以降そこは御検討いただいて、単に報告の話なのか、我々から意見聴取するのかというところは、まず必要不可欠だと思いますので、ちょっとそこは御検討いただければ。

須田担当部長

意見交換なのか、一方的な説明なのか、その辺り、区別してお示ししたいと思います。

鎌田会長

事務局から説明をいただいただけなのか、我々から意見をすべきところなのかというところは、多分できると思いますので、そこだけはまず。ということで、梅川委員、それはまず一つよろしいですか、そういう形で。

それでは、大分時間も押していますので、その他ございましたら。はい、どうぞ。

吉田委員

このスケジュール表なんですけど、今年もう3回やったんですよ。

船田課長

今日が3回目です。

吉田委員

今日で3回目ですよ。年内にもう1回あるんですか、ないんですか。

小上馬副主幹

年内は予定しておりません。

吉田委員

次回はいつになりますか。

小上馬副主幹

今回は、そちらの表のとおり、6年度の7月頃を予定しています。令和6年度の7月ですね。

吉田委員

令和6年の7月が次回の1回目ですか。

小上馬副主幹

そうです。

田中主事

実際には、本年度末ぐらいに一度皆様の大体の予定をお伺いして、年度明けには正式な日程を決めさせていただきたいと思います。

吉田委員

3月に経営戦略の公表と書いてあるのは、これはどういう意味なんですか。

須田担当部長

市が行います。公表します。

吉田委員

あ、市がやる。

須田担当部長

できたものを公表します。

吉田委員

そういう意味ですか。はい、分かりました。

鎌田会長

では、あとスケジュールについては今もう御説明ありましたが、事務局から連絡事項があると思いますので、事務局に進行をお戻ししたいと思います。

船田課長

その他はございませんようでしたら、本日はどうもありがとうございました。今後とも皆様の多大なるお力添えをお願いいたします。次回の開催時期は、今申し上げましたけど、令和6年7月頃に予定しております。令和6年度予算等を議題として予定しています。日程調整等については、改めて御連絡させていただきます。また、本日受付時にマイナンバーと口座情報の提出がお済みでない方は、恐れ入りますが、この後、2階の下水道課執務室にお立ち寄りくださいますようお願いいたします。以上です。